

北本市立東保育所重要事項説明書

(特定教育・保育施設用)

本重要事項説明書は、当施設へ利用の申込みを行った保護者に対し、当該施設の概要や運営方針等、重要な事項を説明するものです。

1 施設運営主体

事業者の名称	北本市
代表者氏名	北本市長 三宮 幸雄
法人の所在地	北本市本町1-111
法人の電話番号	048-591-1111

2 利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	北本市立東保育所
所在地	北本市本宿 7丁目80番地 1
電話番号	048-590-1100
管理者名	所長
利用定員（年齢別）	0歳児 3号 6名 3歳児 1号 名 2号 24名
	1歳児 3号 12名 4歳児 1号 名 2号 25名
	2歳児 3号 18名 5歳児 1号 名 2号 26名
開設年月日	平成24年 4月 1日
認可年月日	平成24年 4月 1日（事業所番号 112335100020）

3 施設の目的・運営方針

施設の目的	① 北本市立保育所設置及び管理条例（平成45年条例第23号）第1条に定めるとおりとする。
運営の方針	① 北本市立東保育所運営規程第3条に定めるとおりとする。
提供する特定教育・保育の内容	① 子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。 ② 食物アレルギー児への除去食対応。

4 施設・設備等の概要

敷地	全体	4 4 5 9 . 7 0 m ²
	園庭	1 2 0 6 . 5 1 m ²
建物	構造	鉄骨、1階建て
	延べ面積	1 7 2 1 . 0 7 m ²
施設の内容	乳児室	1室
	保育室	5室
	遊戯室	1室
	一時保育室	1室
	病後児保育室	1室
	調理室	1室
	ランチルーム	1室
	教材庫	2室
	便所	6室
	事務室	1室
	休憩室	1室

5 職員体制

	職務の内容	常勤	非常勤
所長	保育業務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
主査 (事務担当)	所長を補佐し、保育業務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	人
保育士	園児の保育 一時の保育 病後児の保育	19人	13人
保健師	病後児保育業務	1人	人
看護師	病後児保育業務	1人	人
用務員	保育所内の清掃業務	1人	人
栄養士	園児の栄養指導及び管理	1人	人
調理員	業務委託	4人	2人

【必要に応じて職員数が変動する場合があります。】

6 特定教育・保育の提供を行う日

提供する日 (開園日)	月曜日から土曜日まで	
提供時間 (保育時間)	保育標準時間	月から金曜日 午前7時30分から午後6時30分まで 土曜日 午前7時30分から午後5時まで
	保育短時間	月から金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで 土曜日 午前8時30分から午後4時30分まで
提供時間 (延長保育)	保育標準時間	月から金曜日 午前7時から7時30分まで 午後6時30分から7時まで 土曜日 なし
	保育短時間	月から金曜日 午前7時00分から8時30分まで 午後4時30分から7時まで 土曜日 午前7時30分から8時30分まで 午後4時30分から5時まで
提供を行わない日 (休園日)	日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり保育・・・1歳から就学前の児童 1日4人まで(予約順) 月曜から金曜日(緊急のみ土曜日) 1日 午前8時30分から午後4時30分まで 半日 午前8時30分から午後12時30分まで 午後12時30分から午後4時30分まで ・病後児保育・・・6ヵ月から小学6年までの児童 1日4人まで 月曜から金曜日 午前8時から午後6時まで ・ステーション保育 	

7 利用者負担

利用者負担 (月額保育料)	居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
実費徴収	給食費 主食代金 副食代金	1月当たり(※3歳児クラス以上のみ)	1,000円 4,500円
	親子遠足バス代金(5歳児)		3,000円
	教材費(5歳児)		実費
	クラス帽子		実費
その他	延長保育に係る費用 (標準時間)	月～金 午前7時～7時30分	300円
		月～金 午後6時30分～7時	10分 100円
	延長保育に係る費用 (短時間)	月～金 午前7時～8時30分 土 午前7時30分～8時30分	30分 300円
		月～金 午後4時30分～6時30分 午後4時30分～7時	30分 300円 10分 100円
		土 午後4時30分～5時	30分 300円
		一時保育利用料(1日)	午前8時30分～午後4時30分
	(半日)	午前8時30分～午後12時30分	1,500円
	(半日)	午後12時30分～午後4時30分	1,500円
病後児保育利用料	午前8時～6時	2,000円	

8 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(1) 利用の開始について

当保育園では、北本市の利用調整に基づき当園に入所決定された保護者が重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

(2) 利用の終了について

当園は、次の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

9 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(1) 内科及び歯科

当保育園（保育所）は、次の医療機関と締結しています。

内科

医療機関の名称	山崎医院
医院長名又は医師名	山崎 弦
所在地	北本市西高尾5-233
電話番号	048-591-2244

歯科

医療機関の名称	岡野歯科医院
医院長名又は医師名	岡野 浩
所在地	北本市本宿7-172番地
電話番号	048-592-3399

(2) 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。


【管轄する消防署】

消防署名	埼玉県央広域消防本部北本消防署 北本東分署
所在地	北本市宮内7丁目240番地
電話番号	048-593-0119

【管轄する警察署】

警察署名	鴻巣警察署
所在地	鴻巣市東4丁目1-3番地
電話番号	048-543-0110

(3) 非常災害対策

防 火 管 理 者	所 長
消 防 計 画 届 出 年 月 日	平成30年4月1日
避 難 訓 練	火災・天災・不審者を想定した避難訓練を月1回実施 消防署立ち会いの避難訓練 年2回実施
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知機等を備えています。
避 難 場 所	東保育所 第二次避難場所 南小学校
緊 急 時 の 連 絡 手 段	緊急情報配信メールで情報提供を行います。 入所後にご登録をお願いします。 

1 0 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、職員に対して虐待防止研修を実施しています。

1 1 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(1) 保険への加入

次の保険に加入しています。

保 險 会 社	全国市長会学校災害賠償補償保険	日本スポーツ振興センター
保 險 の 種 類	補償保険3型、賠償責任保険E型	災害共済給付
保 險 金 額	死亡事故100万円、後遺障害4%～100% 身体賠償1名につき1億5千万円 1事故につき15億円	費用500点以上のみ対象

※詳しくは別途配布する「保険手続きの流れ」をご確認ください。

(2) 保育内容に関する相談・要望・苦情

受 付 担 当 者	主 査 (事務担当)
受 付 責 任 者	所 長
第 三 者 委 員	所内の掲示物で確認いただけます。
利 用 時 間	午前7時～午後7時 (平日のみ)
連 絡 先	電話 048-590-1100 FAX 048-594-1505
受 付 方 法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

(3) 個人情報の保護に関する基本方針

当園は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た児童又はその家族に関する個人情報を保持する義務を負います。

当園で把握した個人情報は、その目的以外に使用することはありません。